

第 5 期 第 1 回

# 札幌市福祉のまちづくり推進会議

議 事 録

平成 19 年 10 月 31 日 (水)

市役所本庁舎 12 階 1 ~ 3 号会議室

札幌市保健福祉局保健福祉部高齢福祉課

## 1. 開 会

村尾高齢福祉課長 皆さん、おはようございます。

定刻より若干前でございますけれども、皆様方おそろいでございますので、ただいまから札幌市福祉のまちづくり推進会議を開催いたします。

本日は、何かとお忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、司会を務めさせていただきます福祉のまちづくり推進会議事務局の村尾と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

開会に当たりまして、保健福祉部長の宮川からごあいさつを申し上げます。

宮川保健福祉部長 皆様、おはようございます。

札幌市保健福祉部長の宮川でございます。

第5期第1回福祉のまちづくり推進会議の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいというふうに思います。

まず、皆様方におかれましては、本当にご多忙のところ、本会議の委員にご就任をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、近年のバリアフリーを取り巻く環境は大きく変わってきてございます。急速な高齢化と少子化が同時進行いたしまして、かつてない人口減少社会ということになりますけれども、そんな中におきまして、やはり高齢者あるいは障がいのある方ばかりではなくて、すべての方が社会活動に参加できるということでは、一体的、総合的にバリアフリー施策を推進する必要があるということで、いわゆるバリアフリー新法というものが昨年12月に施行されたことは皆さんもご存じかなと思います。

しかし、ちょうど折悪しくといいますか、その12月のことでございましたが、残念なことに、地下鉄琴似駅エレベーター横の階段におきまして、車いすを使用なさっている方が亡くなるという本当に痛ましい転落事故が発生しました。これは、一応、法令上の基準には適合していた施設における死亡事故の発生ということでございまして、バリアフリー基準のあり方というものに一石を投じたものというふうに私どもでは考えてございます。

もとより、札幌市では、平成10年に制定した福祉のまちづくり条例に基づきまして、平成11年からこの推進会議を設置いたしまして、市民、それから事業者の皆様のご協力のもとに、すべての市民が安心して快適に生活できるまちづくりということを目指してまいったわけでございます。そこで、第5期の推進会議でございますけれども、こうした昨今の状況を踏まえまして、バリアフリー新法に基づく交通バリアフリー基本構想及び特定事業計画の策定というものが一つと、それから、先ほど申し上げました転落事故を教訓いたしまして、単に数値化された基準に頼るのみではなく、人の目で確認していくというバリアフリー、こうしたものの二つについてこれから審議をいただいてまいりたいと考えているわけでございます。

委員の皆様方におかれましては、このような趣旨をお酌み取りいただきまして、さまざまな視点からのご意見、活発な討議をお願い申し上げたいというふうに考えている次第で

ございます。

本日は、どうかよろしく願い申し上げます。

村尾高齢福祉課長 それでは、ここで事務局職員をご紹介します。

事務局長を務めますが、今、ごあいさつを申し上げました保健福祉部長の宮川でございます。

司会を務める私は高齢福祉課長の村尾と申します。よろしく願いします。

続きまして、福祉のまちづくり担当係長の大江でございます。

赤坂技術職員でございます。

また、本日は、市民まちづくり局と建設局からも参加させていただいております。

ご紹介させていただきますが、市民まちづくり局総合交通計画部交通企画課の三井課長でございます。

交通企画係長の伴野係長でございます。

賀澤技術職員でございます。

建設局土木部道路課の谷田計画担当課長でございます。

交通安全施設係長の茂木係長は、ちょっとまだお見えになっておりません。

続きまして、小林技術職員でございます。

新村技術職員でございます。

事務局は以上でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、事務局より、委員の皆様方の出席状況についてご報告させていただきます。

委員の皆様のうち、所用のため欠席のご連絡をいただいております方は、館岡委員、村上委員、中ノ殿委員、野宮委員、山口委員、牧野委員、古谷委員の7名の方でございます。現在、出席されている委員の数は15名でございますので、福祉のまちづくり条例施行規則第14条第3項に基づく会議の定足数でございます過半数に達していることをご報告させていただきたいと思っております。

それでは、続きまして、第5期の最初の会議ということでございますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いいたします。

お席の順に、千葉委員から右回りをお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

千葉委員 札幌大学の千葉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

岸委員 北海道大学の岸と申します。よろしくお願いいたします。

大垣委員 北海道工業大学の太田と申します。よろしくお願いいたします。

田中委員 北星学園大学の田中と言います。よろしくお願いいたします。

佐藤委員 退職者連合の佐藤と言います。よろしくお願いいたします。

丸谷委員 札幌市精神障害者家族連合会、NPO法人札家連の丸谷みづ子と申します。よろしくお願いいたします。

浅沼委員 北海道建築士会から来ました浅沼と申します。これからよろしくお願いいた

します。

村木委員 社団法人札幌青年会議所から来ました村木日文と申します。よろしくお願いいたします。

今田委員 座ったままで済みません。今田雅子と申します。

子どものころのポリオという病気によって両下肢に障がいがあります。公募委員ということで、今回、応募いたしました。

よろしくお願いいたします。

齊藤委員 公募委員の齊藤と申します。

私の経歴をお話しさせていただければ、約50年間、建設土木関係の仕事を5年ほど前まで担当してまいりまして、札幌市内の道路、地下鉄、電車その他の土木に関する仕事を35年ほどやらせていただき、その間に構造設計会社の仕事もしていました。

前回、応募いたしましたが、選考漏れで、傍聴席で傍聴させていただきまして、今回、改めて公募されましたので、50年間持ってきた技術的なものを含めて少しでもバリアフリーに貢献できればなと思って、今回、応募いたしました。

よろしくお願いいたします。

佐々木委員 公募委員の佐々木悠祐です。

私も、障がいを持って生まれたこともあって、バリアフリーに関心がありまして、それで応募させていただきました。

バリアフリーについて皆様と考えていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

岩井委員 主婦の感覚で応募いたしました岩井と言います。どうぞよろしくお願いいたします。

伊藤委員 白石区から参りました、応募いたしました伊藤でございます。

私は、今、特に何か役をやっているわけではないのですが、昨年までは町内の仕事もやっておりました。ことは、うちのところは交代制でかわりましたので、特に役はやっていないのですが、やはり、まちづくりの方たちともいろいろお仕事をしまして、それもこの後、何かお役に立てるのではないかなと感じています。

それから、うちの主人が倒れてからもう10年になるのですが、脳出血で半身不随です。今、家庭で在宅介護をしているのですが、そういう面からも介護をしている立場が少しはわかるのではないかと思います。

また、うちは道営住宅に住んでいるのですが、2階に盲導犬と一緒に住んでいらっしゃる方もおります。その方は、盲導犬と一緒に地下鉄を利用したり、いろいろ出かけたりなさるわけです。そういう視点からも、少しでも役に立つことができればなということで、今回、応募させていただきました。

よろしくお願いいたします。

末廣委員 札幌市社会福祉協議会の末廣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

神田委員 社団法人札幌市身体障害者福祉協会会長の神田でございます。

このまちづくりの委員会に最初から関係させていただきまして、本当に現場の第一線にある私たち障がい者当事者として、随分随分、札幌市の行政当局も進んできておりますけれども、また第5期に向けて、皆さん方のお知恵をいろいろ拝借しながら、私たちも願いを申し上げながら進めたいと思っております。

よろしくをお願いします。

村尾高齢福祉課長 それでは、ここでお手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

大江福祉のまちづくり担当係長 まず、会議の座席表がございます。それから、きょうの会議の次第、推進会議の委員名簿、それから、きょうの議題であります優しさと思いやりのバリアフリーについての資料、それから、第2次札幌市交通バリアフリー基本構想の検討についてという資料、あと、安全なお出かけを考えるシンポジウムに関するチラシを皆さんにお配りさせていただいております。

手元がない方はお知らせいただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

村尾高齢福祉課長 今回の会議は、第5期目としては最初の会議でございますので、会長と副会長がまだ決まっております。会長、副会長が決まるまで、事務局長の宮川が議長を務めさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

村尾高齢福祉課長 ありがとうございます。

それでは、お願いします。

## 2. 議 事

宮川保健福祉部長 それでは、座ったままで失礼をさせていただきたいと思えます。

しばらくの間、議長ということで、よろしく願いいたします。

それではまず、福祉のまちづくり条例施行規則第12条に基づきますと、委員の方の互選によりまして会長と副会長を選出するということになってございます。

まず、会長についてでございますが、どなたか立候補、または、この方はというご推薦をされる方がいらっしゃれば、ご発言をお願いしたいと思います。

神田委員、どうぞ。

神田委員 僭越ではございますけれども、第1期から引き続き委員をなされておられます千葉委員にお願いをしてはいかがでしょうか。

宮川保健福祉部長 今、神田委員から、第1期から引き続いてなさっている千葉委員にお願いするというご意見がございましたが、ほかの皆さんはいかがでございましょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

宮川保健福祉部長 それでは、異議なしということで、ご承認いただけるということでございますので、千葉委員、どうぞよろしく願いを申し上げたいと思えます。

続きまして、次は副会長ということでございますが、同じように委員の互選ということ

になります。立候補、またはご推薦の方についての発言等がございますれば、いかがでございましょうか。

どうぞ。

千葉委員 先ほど、神田委員から最初からというご発言もございました。従来のいきさつをよくご存じでございますので、できれば神田委員に副会長をやっていただくとうまく進むのかなと思っておりますが、いかがでございましょうか。

宮川保健福祉部長 皆さん、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

宮川保健福祉部長 それでは、神田委員に副会長ということで、本当に恐縮ではございますが、引き続きよろしくお願いたしたいということでございます。

それでは、千葉会長、それから神田副会長ということで進めさせていただきたいと思っておりますので、まず、それぞれ会長、副会長の席の方へ移動していただきまして、以後の進行を、会長以下、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

(会長、副会長は所定の席に着く)

千葉会長 それでは、せっかくの皆様方のご推挙でございますので、会長ということで進めさせていただきたいと存じますが、まず、一言ごあいさつをさせていただいてからにしたいと思ひます。

私は、先ほど自己紹介のときには特に申し上げませんでした。専門は交通計画、都市計画でございます。北大に勤めていたころから福祉の交通のことをずっとやっております。従来から神田副会長とも一緒させていただいて、このようなことをお手伝いさせていただいていたわけでございます。

ただいま申し上げましたように、何せ専門が交通でございますから、私が会長ということで、会議の座長ということでもございますけれども、その役目は、皆様方のご意見をちょうだいして、その意見の交通整理をするということだろうと思っております。皆様方の活発なご意見をちょうだいさせていただければと思っております。

大変簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきたいと存じます。

それでは、神田副会長のごあいさつです。

神田副会長 一言ごあいさつをさせていただきます。

平成11年から障がい者当事者として、ありのまま、そして私が背中に背負っている障がいのある仲間たちの声を聞きながら、この会議では積極的に発言をさせていただいております。

また、行政ご当局にもいろいろお骨折りいただき、随分進んできております。全国でも上位にあるような気もしておりますし、これからバリアフリー新法の新しい制定の中でのこの期の始まりでございますので、どうぞ皆様方のご協力、ご理解をいただきながら進めさせていただきたいと思ひます。

どうぞよろしくお願いたします。

千葉会長 それでは、早速、会議に入りたいと思います。

まず、福祉のまちづくり推進会議における専門部会設置についてですが、事務局の方から説明をちょうだいしたいと思います。

大江福祉のまちづくり担当係長 一つ目の推進会議の課題についてですけれども、先ほどからお話をしているように、札幌市のバリアフリーの推進については、札幌市福祉のまちづくり条例を整備規範として整備を進めています。ほかに法令等も含めてなのですけれども、市内の公共施設のバリアフリー化を進めてきました。特に、平成14年に開催されたDPI世界会議の札幌大会を機に札幌のバリアフリーの整備が進みまして、現在、札幌市は他の都市と比べてもバリアフリーが進んでいるまちではないかなというふうに考えております。

そういうバリアフリーの推進を進めている中で、先ほどお話をさせていただきましたが、平成18年12月、法令上の基準に適合していた地下鉄琴似駅のエレベーターの横で電動車いすの方が落下して亡くなるという痛ましい事故が発生しました。この事故が発生して、直ちに市有施設における緊急点検を実施し、さらに民間施設におきましては安全管理への依頼を行ったところでありますが、今後、同様の事故を防止するために、新たなバリアフリー基準の検討を進めていきたいと考えております。このため、数値化されたバリアフリーのみに頼るのではなく、障がいのある方や高齢の方の人の目をかりて確認していくバリアフリーを進めていきたいというふうに考えております。これは、来年から実施される新まちづくり計画の中の一つに上げられているものでございます。

この優しさと思いやりのバリアフリーについては、こちらの推進会議を中心に検討してまいりたいと考えております。この推進会議と並行して、こちらの方の推進会議で意見が出た場合については、関係している部署、例えば道路のことが出れば道路とか、建物というものがあれば札幌市の中の関係部局の職員もこちらの会議に出席したりという形で、皆さんと一緒に協議させていただければなと思っております。

第5期目が始まったきょうから約2年間、検討していただく形になりますが、第5期中で検討して平成22年の運用開始を目指しております。検討につきましてはそのような形でやっていきたいと考えておりまして、今年度については、スケジュールの調整や課題の把握、整理を行っていきたいと考えております。来年度につきましては、危険なところを発見したときの緊急体制、それから緊急時の発見のときの連絡体制とか、さらに、そういう基準をつくるための決まりや実施時期などについても検討させていただきたいと思っております。

以上です。

千葉会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明は、この資料についてでございますね。

大江福祉のまちづくり担当係長 優しさと思いやりのバリアフリーです。

千葉会長 こちらですか。

事業の必要性、設置期間と検討日程その他の記載がございます。

ただいまのことについて、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

千葉会長 あくまでも枠組みについての話でございますが、特にご意見がなければ、どういふことを検討項目として考えるかというところをご説明いただいて、その後全体的にご意見があればちょうだいしたいと存じます。

それでは、事務局の方で説明をお願いします。

大江福祉のまちづくり担当係長 こちらの方については、どんな形で危ないところがあるのか、どういうところで気をつけた方がいいのか、今までは、例えば建物の入り口の幅は、外部出入口は90センチとか、内部出入口については80センチの幅がある、スロープについての角度はこういう角度のスロープをつくっていくということで安全を確保したいということに基づいてやってきました。今後は、例えば今回の地下鉄琴似駅については、エレベーター前の寸法については基準に合っていたのですが、そういうところでも事故は起こったわけですから、そういう事件が発生したことによって、どういうことが危険なのか、何をしなければだめなのかということは、今、事務局の方からこれをやってくださいということは実はありません。皆さんの方で日ごろ考えていること、感じていること、疑問に思っていることを、後でちょっと説明させていただきたいと思ったのですが、全体会議というよりは、もう少し人数が少ない分科会の中で課題等を出していただいた後、その項目について検討して、案をつくって、また全体会議にかけるといふような流れでやっていきたいと考えております。

以上です。

千葉会長 ありがとうございます。

12月の事故は、私どもにとっても大変記憶に新しいところでございます。今、事務局の方からご説明があったように、一応の基準は満たしていたところでの事故の発生ということでございますから、さらにどうするかということは、皆様方のお知恵をかりているいる練り上げていかなければ十分なものはできないのだらうと思っております。その辺のところについて、今、事務局からご説明をいただいたわけです。

さて、このことについて何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

岩井委員 初めてでわからないので、質問させていただきます。

琴似の駅で事故があったということを知りましたが、本人の気をつけ方が足りなくてけがをしたという場合も、やはりバリアフリーがだめだとかいいということが検討されるものなのですか。そこら辺は、本人の何かで起こるときはございますでしょうか。そういうときまで、バリアフリーがどうしたらいいかということは、私たちが考えなければならない問題なのではないでしょうか。

千葉会長 その辺は、かなり哲学的な問題を含むかもしれませんが、事務局さんの今のスタンスをちょっとご説明願います。

大江福祉のまちづくり担当係長 今回の事故については、地下鉄琴似駅というところで、建物ができた後にエレベーターを設置した場所になります。同時にエレベーターをつくって、ほかの施設も一緒につくったのであれば、総合的に整備できるようなエレベーターだったのですけれども、たまたま後づけだったのです。

エレベーターの整備というのを、バリアフリー推進の重点事項の一つに掲げておられて、地下鉄のエレベーターについては、今、各駅においてもエレベーターの整備を進めているところです。その中で、たまたまエレベーターの前にホールがあるのですけれども、その広さについては、先ほどお話が出たように、ある程度の広さは確保されております。ただ、そのホールに接して階段がついているところなのです。

今回、電動車いすを使われている方も、ふだんは後ろを向いてエレベーターに乗られて、おりるときは前からおりるとい形で使われていたのです。そのエレベーターができてからかなりの歳月がたつのですけれども、そこにおける事故は今までございませんでした。ふだんは後ろの方から入って前の方から出られるのに、たまたまそのときは、エレベーターに何人か乗られていて、後ろの方から入れなかったで、前の方からエレベーターに乗ったのです。そして、おりるときにバックで出る格好になったのですけれども、電動車いすの場合は、普通の車いすと違って微調整が非常に難しいものですから、ちょっと調整するときに後ろの方に下がり過ぎて、階段の下方から転落事故が起こったというのが現場の状況なのです。

その場合も、例えば、その方が注意したかどうかということはあるのですけれども、障がいをお持ちの方、また車いすに乗られている方が、その現場は乗り方によっては危ないのではないかと言われていたという話を後から聞いたのです。そういうことで、危ないと感じているところがあった場合、または危ないところを見つけた場合、今は事故がないけれども、今後起きる可能性があるところを見つけたときにどうしたらいいか、対応策はどうすればいいかということをご皆さんに考えていただければと思います。

確かに注意もあるのですけれども、できれば施設的なものや連絡体制などで事故を防ぐような形でやらせていただければなというふうに考えています。

千葉会長 よろしゅうございましょうか。

岩井委員 どの味方をしているわけではないのですけれども、もしバリアフリーの方々とお話して注意していけたらなと思ったのですからお聞きしたのです。よろしいです。

千葉会長 齊藤委員からお手が挙がりました。

齊藤委員 意見ではないのですが、私自身がいわゆるバリアフリーと称されるものに興味を持ってから十何年はたっておりますが、バリアフリーという言葉自体にちょっと疑問を持っております。バリアというものが、悪いものだけというふうに解釈されています。私も、法律には疎うございます。こんなことを申し上げていいか悪いか、今の若い世代が

いわゆるコンピューターゲームで遊んでいるという世代が多うございます。その中にバリアという言葉が当然いっぱい出てきております。これは、自分の身を守るためのバリアもあるわけです。だから、バリアをフリーにするというところに矛盾があるのかなということを感じました。

ただ、日本の法律では、バリアという言葉は使っておりません。単純に外来語を使い過ぎているなという感じが、今の日本の国の中にたくさんあります。特に年配者にとっては、わからない言葉だらけです。ですから、私は、バリアというものの自体が全部悪いのだという認識を広めなければならなかった環境があったのかなと思います。

もう一つ、私の意見として申し上げたいことは、私は、昭和28年に学校を出まして、それから約50年間、建設の土木関係で仕事をしてまいりました。その間に、建設業の死亡災害、重大災害が高度成長期になってどんどんふえてまいりました。そこで、当時の労働省が、交通、運輸、建設、その他製造業に対して、災害防止協会という財団法人のような法人をつくりました。私がかかりました建設業にも建設業労働災害防止協会というものをつくりました。これは、昭和30年代、高度成長期の終わりに近いころだったと思っております。結局、私どもが昭和28年に学校を出て初めて土木屋の現場屋になりましたときに、トンネルを100メートル掘るのに2人ぐらい死亡事故があるという統計があったそうです。そんな時代に、いかに重大事故を減らすかというために政府が苦勞しておつくりになったのだと思います。

おがましいのですが、私の50年間のそういう技術者生活の中で、35年ぐらい、これは建設業のことだけしかわかりませんが、いわゆる建設業の建災防と称する災害防止協会があって、建設省と労働省が、各作業をするために作業主任者という制度をつくりました。どんな資格かという、足場を組んで、土を掘って、土どめするとか、種類としては30種類も40種類もあるようですけれども、3日間講習して、そして試験を受けて、それに合格した者に対して交付します。そんなような時代ですから、私は、どちらかという、いわゆるセーフティネット的な観点から今のバリアフリー法の形を見るべきではないのかなという感じを持っております。

そんな意味で、私が始めたころには、いわゆる環境や福祉という言葉はほとんど関係なく道路をつくった、ダムをつくった、トンネルを掘ったという世代でございます。ですから、やっと今ごろ目覚めたのかなと思いつつながら、こういう疑問を持っております。

以上です。

千葉会長 初回でございますので、皆様方のお考えを自由にお出しいただいた方がよろしいかと思つます。

さて、皆様方のお手元にある議題に即して話を進めさせていただければと思つますが、(2)のところ専門部会の設置、がございまして、基本構想検討部会ということでございまして、このあたりのことをご説明いただければと存じます。

伴野交通企画課長 交通企画課の伴野と申します。

私の方からご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

お手元でございます（仮称）第2次札幌市交通バリアフリー基本構想の検討についてという資料の方をごらんください。

既に先ほどからいろいろと話をいただいているところでございますが、これまでの法律に基づいたバリアフリー化の取り組みといたしましては、建築物のバリアフリー化を定めたハートビル法と言われる法律が平成6年に制定されまして、その後、札幌市の方でも札幌市福祉のまちづくり条例並びに施設整備のマニュアルというものを定めまして、一定の要件を満たす建築物の新築に当たりましては、順次、バリアフリー化の取り組みが進められてきたところでございます。

また、あわせて交通施設、道路、駅、あるいは信号というものが含まれますが、こういったものにつきましては、交通バリアフリー法という法律の制定に伴いまして、札幌市の方でも平成15年に札幌市交通バリアフリー基本構想というものを策定いたしまして、1日の乗降客が5,000人以上の駅を中心にバリアフリー化を進めるということで、当面、重点的に整備を進める地区、3地区を選定いたしまして、これまではその3地区を中心に積極的なバリアフリー化の推進を図ってきたところでございます。

その後、2番目の現状というところの説明をさせていただいておりますが、先ほど来、何度かお話が出ておりますけれども、平成18年にバリアフリー新法が制定になっております。こちらの法律の制定に伴いまして、これまで建築物のバリアフリー化を定めたハートビル法と交通施設のバリアフリー化を定めました交通バリアフリー法が統合、拡充されて、法律的にも一本化されたところでございます。

この法律の制定に伴いまして、これまでは1日の乗降客が5,000人以上の駅を中心に重点的にバリアフリー化を進める地区と指定しておりましたが、これからは、そういった乗降客の制限にかかわらず重点的に整備を進めるところが指定できるとか、あるいは、そもそも駅ではなくて、高齢者、障がい者の方を中心に多くの方がご利用されるような施設を中心に、重点的に整備をする地区を指定するということが可能になった次第です。これまで、建築物とか、道路とか、信号といったバリアフリーの対象範囲が、今回、路外の駐車場や都市公園といったようなものにも適用範囲が拡大になってございます。それから、建築物につきましては、従来は新築の建物が法の規制の対象でございましたが、既存の一定の建物についても、いわゆるバリアフリーの基準を満たすように努力するよう努めるということで、義務ではなくて努力規定となっておりますが、そういった規定も新たに設けられております。

こういったことも含めまして、三つ目の今後の対応のところでございますが、平成15年に策定いたしました札幌市交通バリアフリー基本構想、先ほど重点的に整備すべき地区を3地区というふうにご説明いたしましたが、具体的には都心部を中心とする地域と地下鉄の麻生駅を中心とする地域、それから地下鉄、JRの新札幌駅のあります地域の3地区をこれまで重点的に整備する地区ということで定めて取り組みを行ってまいりましたけれ

ども、こういった地区を拡大しまして、あるいは、交通施設に限らず建築物とか都市公園といったことも幅広くバリアフリー化の対象になりましたので、こういったものも新たに対象に加えた基本構想の見直しの検討が必要ではないかと考えてございます。

ーたん、表紙のタイトルは、（仮称）第2次札幌市交通バリアフリー基本構想とさせていただきますが、こういった名前も含めて、今後、札幌市の方で新たな計画を検討していきたいと考えてございますので、札幌市の方で検討に当たって考えていること、あるいは、その内容等をこちらの推進会議に適宜ご報告いたしまして、ご意見をいただきながら、札幌市の計画の策定を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

具体的なスケジュールにつきましては、これからご議論をしていただく案件でございますので、これは私どもの進め方の案ということでご説明をさせていただきます。

同じように、先ほどの優しさと思いやりのバリアフリーの方でもちょっとお話がございましたが、推進会議の中から何名かの方に部会という形でご参加いただきまして集中的なご審議をいただきたいと考えてございます。今年度については、残り半年の間に、見直しに当たっての基本的な考え方ということで、これまで札幌市が取り組んできた事柄等をご紹介させていただいた上で、今後、どういう形で見直しをしていくかということについてのご意見をいただきたいと考えてございます。

引き続き、平成20年度、来年度になりますが、従来ある重点的に整備する地区をどういうところに広げていく、あるいはふやしていくといったことや、その中でも優先的に整備すべきところはどこであるかというようなことをご説明させていただいて、ご意見をいただきたいと考えてございます。その後、最近はパブリックコメントと申し上げていますが、私ども札幌市の考えを広く市民の皆さんにパンフレットやホームページ上で公開して、幅広くご意見をいただいた上で、来年度末、平成20年度末を予定しておりますが、新たな計画策定を目指したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

千葉会長 どうもありがとうございました。

ということで、少し作業も出てくるような内容でございます。

事務局の大江係長、こういう検討を進めるときに、このままで議論しても効果的ではないだろうと思います。そのあたりの進め方についてお考えがあらうかと思っておりますので、ご説明をお願いします。

大江福祉のまちづくり担当係長 既にお話させていただいた後にまたご説明させていただくのは非常に恐縮なのですが、きょう欠席された方もいらっしゃると思いますが、全部そろわれると22名になります。一つの項目について検討するには、もう少し少数の方で重点的に早急にということも含めまして、事務局の方では、福祉のまちづくり条例の施行規則第15条で部会を設置するということがございますので、一つは優しさと思いやりのバリアフリーの検討部会、もう一つは第2次札幌市交通バリアフリー基本構想検討部会という二つの部会を設置させていただければと考えております。

設置についてご了解をいただければ、できればこの場で委員の方を決めさせていただきたいと思ったのですが、今回欠席されていらっしゃる方もいるものですから、どちらの部会に属されるかについては、会長、副会長に一任するような形でお願いするということがかなというふうに考えております。

千葉会長 ということでございますが、二つに分けてご了解をちょうだいしたいと存じます。

まずは、部会を設置させていただくことについてご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

千葉会長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

かなり大変な作業も出てくるようでございますので、部会で十分ご議論を尽くしたいと存じます。

それから、2番目でございます。

それでは、委員の皆様方がどちらの部会に所属をしてご発言していただくかということについては、この場でいろいろ調整するのも大変でございます。まことに申しわけございませんが、今、事務局の方からご提案があったように、できれば私と神田副会長にご一任させていただいて、事前に皆様方のご意向その他も把握させていただいた上でメンバー構成を考えたいとございますので、ご一任についてご了承をちょうだいしたいのでございますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

千葉会長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

では、そのようなことで、今後、進めさせていただきたいと存じます。

さて、そうしているうちに、この議案書でいきますと閉会のところまで来たわけでございますけれども、事務局、最後に何かございますか。

大江福祉のまちづくり担当係長 ありがとうございます。

それでは、先ほどの会長、副会長の方で委員を決定させていただいた結果については、後日、事務局の方から皆さんの方に委員名簿と一緒に送らせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

それから、最後に、こちらのオレンジがかったチラシがあるので、ちょっと見ていただければと思います。

これは、先ほどからお話ししているように、地下鉄琴似駅の転落事故ということから1年たちますので、それを教訓として、今後、こちらの検討推進会議の方でもバリアフリー基準のあり方を考えていくことになるのですが、それとは別に、市民の方にも一緒に考えてもらえないだろうかということで、このシンポジウムを検討したものであります。

12月10日、札幌駅の北口にあるエルプラザの3階のホールでシンポジウムを開催したいと考えております。

UHBの北海道文化放送で木曜日の夜9時54分から10時までの間、若干地味な番組

ではあるのですけれども、7年を超えて続けてやっている「石井ちゃんとゆく！」という番組に出ている石井雅子さんとディレクターの方が来て、バリアフリーとかユニバーサルデザインを皆さんと一緒に考えるという講演を予定しております。「石井ちゃんとゆく！」という番組は、先ほどもあったように、DPI世界会議の札幌大会が始まったときにできた番組で、それから7年も続いている番組になります。こちらの方は、ちょうど映像も交えながらお話をさせていただく形になります。

それから、地下鉄琴似駅の事故の状況と対応策については、交通局の方から映像を交えながら説明をしたいというふうに考えております。

その後、「札幌を安全・安心なお出かけのできる“まち”にするためには？」という題でのパネルディスカッションを予定しております。裏の方に、パネルディスカッションの出席者の紹介をさせていただいております。こちらの名簿を見ると、コーディネーターとして千葉会長が出ておりますし、パネラーでは神田副会長と田中委員、それから保健福祉局の宮川部長も出ております。こちらの方のメンバーで、札幌を安心・安全なまちにするためにということでお話し合いをしていきたいと考えております。

こちらの方は、今後つくる優しさのバリアフリー部会というものもあるのですけれども、その中で出てくる課題なり、その場にいらっしゃる市民の方からの意見を聞く場としても設定できると思っておりますので、できれば広く皆様のご意見をいただければと考えています。

こういうものをやると、非常に関心のある方で来られる方もいるのですけれども、なかなかチラシが手元に届かなかったり、今、広報にも載せているのですが、広報は余り詳しい説明ができないのでなかなか一般市民の方に知らせられないということがよくあります。ですから、このチラシを配っていただける方や、ほかにお知らせしていただける方がいらっしゃいましたら、事務局の方でチラシを用意しておりますので、ぜひチラシを持っていただけて周りの方への配布もお願いしたいと考えております。

以上です。

千葉会長 ありがとうございます。

できるだけ広く市民の方のご意見をちょうだいできればというのは、パネルディスカッションのときにフロアからいろいろなご意見をちょうだいするということでございます。石井ちゃんは、朝の番組で時々拝見する方ですね。大層お元気な方でございますが、12月10日の18時半から20時30分まで、長丁場でございますが、お時間の許す限りご参加をいただければと存じます。

会長、副会長が出張りますので、どうぞよろしく願いいたします。

この件についてでも結構でございますが、その他、全体を通じて何かご意見、ご発言ございますでしょうか。

岩井委員 今、部会に分かれてお話し合いをするとおっしゃいましたが、それは1年間ずっとそれに入ってお勉強をするということなのですか。

千葉会長　そうです。

最後に、合同の会議のご予定はございますか。

大江福祉のまちづくり担当係長　それぞれの部会の報告という形とか、あとは中間報告という形で開きます。

岩井委員　わかりました。

千葉会長　全体的な意見交換の場もあろうかと思います。

どうぞ。

今田委員　この会議自体は5期目ということで、私たちは今回が初めてなものですから、今までどんなことをしてきて、どういうまとめがあったということを教えてくださいというお願いをしましたら、ホームページの方を見てくださと言われてまして、見たのですが、なかなか見つけられないところもありました。

レジュメのようなものだけは、今まで役員さんをしていらした方の名簿は見れたのですが、それぞれ2年ずつ4期でどんなまとめをして、それで札幌市がどんなことをしましたということが全然わからなかったのです。できれば、そういうまとめを、ざっとしたものでいいので、いただけないかなということです。

それから、この会議は傍聴も可能なようですが、そういうお知らせを、ホームページに載っていますと言われても、多分、そこまでたどりつける人は少ないと思うのです。皆さんは広報誌を一番見ると思うので、できれば広報誌などでこういう会議をしていますということも載せていただければと思います。そこに、こういうことになりましたということも載せていただければと思います。

報告書としてできたものを何部か配布していますから区役所まで取りに来てくださということが載っているときもあるのですが、なかなかもらいに行けないうちに、もうなくなったかなという感じになってしまうときがあります。本当に、抜粋といいますか、メインだけでいいのですけれども、広報誌で知らせていただければ、札幌市の皆さんもわかるのではないかなという気がしていますので、そういうことをぜひお願いしたいなと思います。よろしくお願いします。

大江福祉のまちづくり担当係長　今までの検討については、要点をまとめたものがございますので、この次、委員の名簿を送らせていただくときに中に入れさせていただきますので、それを見ていただければなと思います。

周知方法については、今後、もっと知らせるような形で方法を考えたいと思いますので、よろしくお願いします。

千葉会長　ただいまお話をいただいたように、情報提供というのは大変大事なことでございますので、そういうこともあわせて部会その他でいろいろご議論していただければと思います。

さて、そのほかにはございませんでしょうか。

田中委員、どうぞ。

田中委員 ちょっと違和感があったのは、検討部会の名称です。仮称とはなっているのですが、でも、「優しさと思いやり」という形容詞がついています。もちろん、優しさと思いやりはだれにとっても大事で必要なことだと思うのです。ただ、何らかの交通の移動の困難を抱えている人が移動する権利を持っている、あるいは、公共施設を利用する権利を持っているというふうに踏まえた、それをバリアフリーと考えた場合は、これはバリアフリーの理念的なものになると思うのですが、それは、優しさとか思いやりという心の問題ももちろん大事ですが、公的な責任として取り組まなければいけない課題なのだろうと思います。ですから、優しさ、思いやりという善意とか慈善ということよりも、むしろ、障がい者、高齢者を含めてすべての市民のためのバリアフリーという名称が必要なのではないかなと少し思ったものですから、意見として述べさせていただきます。

以上です。

大江福祉のまちづくり担当係長 名称及び今後についても部会の方で検討させていただければと思います。名称は仮称ということでありまして、課題についてもかなり予定でお話しさせていただいたところがあるものですから、部会の中で十分検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

千葉会長 そういう意味で仮称になっているということでございますね。

さて、そのほかにはございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

千葉会長 もしなければ、これで閉会とさせていただこうかと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

千葉会長 それでは、第1回の会議でございますが、いろいろご意見をちょうだいいたしまして、ありがとうございました。

これで終了ということにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上